

**関東信越税理士会
熊谷支部 4 月例会次第**

日時 令和 4 年 4 月 6 日(水)
午前 9 時 3 0 分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

(1) 3 月 2 4 日(木)	研修会	於	ホテルガーデンパレス
(2) 3 月 2 4 日(木)	例会・署との協議会	於	ホテルガーデンパレス
(3) 4 月 1 日(金)	正副支部長・地域長会議	於	熊谷市立商工会館
(4) 4 月 1 日(金)	熊谷税務署との協議会	於	熊谷税務署

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 例会・署との協議会
日時 4 月 6 日(水)午前 9 時 3 0 分～1 0 時 3 0 分
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 研修会
日時 4 月 6 日(水)午前 1 0 時 4 5 分～午後 1 2 時 1 5 分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「法人の解散・清算の税務」
講師 川越支部 樋之口 猛先生
- (3) 正副支部長・地域長会議
日時 4 月 2 7 日(水)午後 2 時 3 0 分～3 時 3 0 分
場所 熊谷支部事務局
- (4) 熊谷税務署との協議会
日時 4 月 2 7 日(水)午後 4 時 0 0 分～
場所 熊谷税務署
- (5) 社会保険労務士会通常総会・懇親会
日時 5 月 2 日(月)午後 3 時 0 0 分～
場所 マロウドイン熊谷
- (6) 支部監事監査
日時 5 月 1 1 日(水)午後 2 時 0 0 分～
場所 支部事務局
- (7) 支部予算編成会議
日時 5 月 1 1 日(水)午後 3 時 0 0 分～
場所 日本政策金融公庫会議室
- (8) 支部第 1 回理事会
日時 5 月 1 6 日(月)午後 1 時 3 0 分～3 時 0 0 分
場所 ホテルガーデンパレス

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

経理部より

5 月 1 1 日(水)の例会時に令和 4 年度分 親和会費を集金します。
例会欠席の場合は、下記にお振込み下さい。(¥ 6, 0 0 0)
(入会 3 0 年以上の場合はお振込みの必要はありません)

埼玉縣信用金庫 本店営業部 普通預金 3 9 3 3 2 0 1
関東信越税理士会熊谷支部親和会 中野敦夫

書面会議

総務部・業務対策部・会報部・税務支援対策部・調査研究部・制度部・研修部
広報部・公益活動対策部・租税教育推進部・青年部

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

熊谷支部 会員数167名

6. 次回例会予定

日時 5月11日(水)午前9時30分～ 署との協議会・例会

場所 ホテルガーデンパレス

バス 午前9時10分 熊谷駅南口

7. 次回研修予定

日時 5月11日(水)午前10時45分～12時15分

場所 ホテルガーデンパレス

内容 『中小企業の事業承継』(仮)

講師 東京中小企業投資育成株式会社

公認会計士・税理士 中野威人先生

単位 1.5単位

8. ホームページ

熊谷支部 ユーザー名 kumazei パスワード kuma2012 <http://www.kumazei.or.jp>

県連 ユーザー名 member パスワード skenren3111. ※半角12文字、最後にドット(.)あり

日税連 ユーザー名、パスワード共に taxnz

本会 ユーザー名、パスワード共に kzei0223

税理士協同組合 ユーザー名 zei パスワード szeikyo3111

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。

9. その他

*今後の例会日日程を掲載しました。(令和4年4月現在)

6月例会	6月17日(金)	午後 1時20分～
		午後 3時30分～(定期総会)
8月例会	8月10日(水)	午後 2時00分～
9月例会	9月 7日(水)	午前 9時30分～
10月例会	10月 7日(金)	午前 9時30分～
11月例会	11月 8日(火)	午前10時30分～
12月例会	12月12日(月)	午後 2時00分～
1月例会	1月12日(木)	午前 9時30分～
2月例会	2月 7日(火)	午前10時30分～
3月例会	3月24日(金)	午後 2時00分～

*予定ですので変更になる場合もあります。

日時 令和4年4月6日
9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 関与先名簿及び使用人名簿の提出依頼について (総務課)

別添1「関与先名簿」

別添2「関与先名簿（付表）」

別添3「使用人名簿」

税務署では、管内に事務所を有し税理士業務を行う方に対し、その関与先及び事務所使用人等の状況について、毎年1回、別添1から3の関与先名簿等の提出をお願いしております。

本年も、4月中に依頼文書を発送させていただく予定ですので、提出についてご協力をお願いいたします。

(2) 署内レイアウトの変更等について (総務課)

所得税等の確定申告会場の開設に伴い、現在、税務署内のレイアウトを一部変更しているところですが、4月25日(月)から、納税証明や税金の納付等を受け付ける総合窓口を1階に変更する予定です。

先生方にはご不便をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

(3) 申告・納付期限の延長をされた方の口座振替日について (管理運営部門)

別添4「申告・納付期限の延長をされた方の振替日のお知らせ」

(4) 4月以降の所得税等の申告相談体制について (個人課税部門)

所得税、消費税及び贈与税の申告相談においては、4月15日まで、LINEによる事前申請を継続した入場整理券方式で対応します。

なお、署1階を相談会場とした体制は、4月最終週を目途とし、5月からは事前予約制とします。

(5) インボイス制度に関する署主催説明会の実施について (個人・法人課税部門)

署主催のインボイス制度説明会を次のとおり開催しますので、ご承知願います。

開催日時	場所	定員	留意事項
R4. 5. 17 (火) 13:30~14:30	別館2階会議室	20人	要事前登録 (5/13の17時まで)
R4. 5. 24 (火) 13:30~14:30	別館2階会議室	20人	要事前登録 (5/20の17時まで)
R4. 6. 7 (火) 13:30~14:30	別館2階会議室	20人	要事前登録 (6/3の17時まで)
R4. 6. 14 (火) 13:30~14:30	別館2階会議室	20人	要事前登録 (6/10の17時まで)

(6) e-Taxの更なる利用推進について (法人課税部門)

法人税関係の申告・申請等につきましては、税理士会の皆様のご協力をいただきまして、高い水準でe-Taxをご利用いただいているところです。

今後は、申告書のみならず財務諸表等などの添付書類について、さらには法人税関係以外の税目についても、e-Taxの積極的なご利用をお願いします。

(7) 国外関連者との取引を有する場合の明細書の提出について (法人課税部門)

別添5「国外関連者に関する明細書」(別表17(4))

別添6「国外関連者とは」

法人が、国外関連者との間で資産の販売、資産の購入、役務の提供などの取引を行った場合には、別表 17（４）「国外関連者に関する明細書」を確定申告書に添付する必要があります。（租税特別措置法第 66 条の 4）

皆様方の関与先法人が国外関連者を有する場合には、別表の添付が必要かどうか、再度ご確認ください。

なお、国外関連者とは、その法人との間に特殊の関係がある外国法人をさしますので、別添 6 を参考としてください。

（８）「酒類の公正な取引に関する基準」の改正内容説明会の開催について

（酒類指導官）

別添 7 「酒類の公正な取引のルールの見直しを進めています」（令和 4 年 3 月）

別添 8 「改正内容説明会 開催日程一覧表」※埼玉県内開催分のみ

国税庁では、酒類の公正な取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組が促進されるよう、「酒類に関する公正な取引のための指針」を公表し、周知・啓発を行っています。

また、平成 29 年 3 月に「酒類の公正な取引に関する基準」（国税庁告示）（以下「取引基準」といいます。）を定め、法律でおおむね 5 年ごとに再検討を加え、必要があるときは、これを改正するものとされております。

本年は取引基準施行後 5 年の年に当たることから、これまで実施した「酒類の取引状況等実態調査」で把握された主な問題点等を踏まえて、3 月 31 日に取引基準の改正が行われました（令和 4 年 6 月 1 日施行）。

これにより、6 月 1 日以降、酒類業者は改正後の取引基準に基づき、酒類の公正な取引に取り組んでいただく必要があることから、各国税局・税務署において、酒類業者を対象とした説明会を開催することとし、国税庁ホームページに開催日程が掲載されております。

先生方におかれましては、関与先の酒類業者からお問合せがありましたら、熊谷署酒類指導官部門へ連絡をしていただくよう、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

添付書類

- 1 「関与先名簿」
- 2 「関与先名簿（付表）」
- 3 「使用人名簿」
- 4 「申告・納付期限の延長をされた方の振替日のお知らせ」
- 5 「国外関連者に関する明細書」（別表 17（４））
- 6 「国外関連者とは」
- 7 「酒類の公正な取引のルールの見直しを進めています」（令和 4 年 3 月）
- 8 「改正内容説明会 開催日程一覧表」※埼玉県内開催分のみ

5 県税事務所からの連絡事項

熊谷県税事務所が令和4年2月1日付けで発送いたしました次の照会文書につきまして、申告所得税等の申告期限が令和4年4月15日まで延長されたことに伴い、次のとおり、提出期限を延長いたします。

(1) 照会文書の名称

- イ 令和3年分不動産の賃貸状況について（お尋ね）
- ロ 令和3年分医師及び歯科医師等の社会保険診療等に係る収入金額等の明細書について（お尋ね）

(2) 延長後の提出期限

令和4年5月2日（月）

6 熊谷市・深谷市・寄居町からの連絡事項

○令和4年度納税通知書等発送日について

(1) 熊谷市

個人住民税（特別徴収）	5月10日（火）
個人住民税（普通徴収）	6月10日（金）
固定資産税・都市計画税	5月10日（火）
軽自動車税（種別割）	5月10日（火）

(2) 深谷市

個人住民税（特別徴収）	5月12日（木）
個人住民税（普通徴収）	6月10日（金）
固定資産税・都市計画税	5月 2日（月）
軽自動車税（種別割）	5月 2日（月）

(3) 寄居町

個人住民税（特別徴収）	5月12日（木）
個人住民税（普通徴収）	6月13日（月）
固定資産税・都市計画税	5月10日（火）
軽自動車税（種別割）	5月10日（火）

令和 年 月 日

関 与 先 名 簿 (付表)

- ☐ 以下のとおり
- ☐ 別紙のとお

事務所等所在地	
事務所等の名称	
所属税理士氏名	

所 轄 税務署名	氏 名・名 称	納 税 地	関与開始年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年

(注) 1 この名簿は、4月1日現在、使用者である税理士又は税理士法人から承諾を得た上で、自ら税理士業務の委嘱を受けている関与先について記載し、使用者である税理士等を通じて提出してください。

2 用紙の規格がA4判であり、記載項目が当様式の項目の全てを含むものであれば任意の様式で提出していただいても差し支えありません。

令和 年 月 日

使用人名簿

- ☐ 下表のとおり
☐ 別紙のとおり
☐ 使用人なし

事務所等所在地	
事務所等の名称	
税理士氏名又は 代表社員氏名	

氏名	生年月日	住所	採用 離職 年月日	勤続年月	備考
	大昭平		採用 離職	.	社員税理士 所属税理士 一般職員 家族専従者 パート
	大昭平		採用 離職	.	社員税理士 所属税理士 一般職員 家族専従者 パート
	大昭平		採用 離職	.	社員税理士 所属税理士 一般職員 家族専従者 パート
	大昭平		採用 離職	.	社員税理士 所属税理士 一般職員 家族専従者 パート
	大昭平		採用 離職	.	社員税理士 所属税理士 一般職員 家族専従者 パート
	大昭平		採用 離職	.	社員税理士 所属税理士 一般職員 家族専従者 パート
	大昭平		採用 離職	.	社員税理士 所属税理士 一般職員 家族専従者 パート
	大昭平		採用 離職	.	社員税理士 所属税理士 一般職員 家族専従者 パート
	大昭平		採用 離職	.	社員税理士 所属税理士 一般職員 家族専従者 パート

- (注) 1 この名簿は、4月1日現在の使用人等について記載し、1部提出してください。
- 2 用紙の規格がA4判であり、記載項目が当様式の項目の全てを含むものであれば任意の様式で提出していただいても差し支えありません。
- 3 各人について、備考欄の税理士登録区分又は雇用形態を記載（○で囲んで）してください。

申告・納付期限の延長をされた方の 振替日のお知らせ

令和3年分 確定申告

振替納税を
ご利用の場合

振替日

申告所得税及び
復興特別所得税

※ 3月16日（水）から
4月15日（金）まで
に申告された方

消費税及び地方消費税
（個人事業主）

※ 4月1日（金）から
4月15日（金）まで
に申告された方

令和4年
5/31（火）

〔 3月15日（火）までに
申告された方の振替日は、
令和4年4月21日（木）です。 〕

令和4年
5/26（木）

〔 3月31日（木）までに
申告された方の振替日は、
令和4年4月26日（火）です。 〕

（注1）振替納税をご利用の方は、延納届出をした場合でも、上記振替日に納税額の全額が引き落としされます。

（3月15日（火）までに申告された方で延納届出をした方の振替日は、令和4年5月31日（火）です。）

（注2）4月16日（土）以降に申告された方の振替日は、税務署から個別に連絡します。

国税の納付手続について

納税者の皆様には、所定の期限までに所轄の税務署へ申告書を提出していただくとともに、納付する税額がある場合は、原則として、申告書の提出日が申告・納付期限となりますので申告の日までに自ら納付していただく必要があります。

※納期限までに納付できない場合には、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

振替納税を利用されている方へ

振替日にご指定の預貯金口座から納税額を自動的に引き落としますので、事前に預貯金口座の残高をご確認ください。
残高不足等で引き落としができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますのでご注意ください。

転居等により所轄の税務署が変わった場合は、新たに振替納税の手続をするか、異動後も継続して振替納税を行う旨を記載した「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」を提出する必要があります。

振替納税を利用されていない方へ

納税には、便利で安全な振替納税をお勧めします。

振替納税を利用されない方は、振替納税以外のキャッシュレス納付やQRコードを利用したコンビニ納付をすることもできます。
（裏面の各種ご案内をご覧ください。）

なお、金融機関の窓口で納付される方で納付書をお持ちでない方は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意してある納付書に現金を添えてご利用ください。

（※）金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署へご連絡ください。納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかりますのでご注意ください。



国税庁

法人番号7000012050002

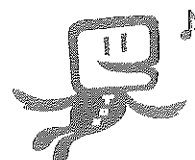
令和3年分確定申告にオススメな納付方法!!

振替納税のご案内

[詳しくはこちら↓](#)


納税には、便利で安全な \\ 振替納税(口座振替)をお勧めします! //

- ☑ 振替日にご指定いただいた預貯金口座から引き落としますので、
うっかり納税を忘れることはありません。
- ☑ 金融機関や税務署の窓口まで現金を持ち歩く必要がなく安全です。
- ☑ 一度手続をすれば、継続して利用できます。



→ ⚠ 転居等により所轄の税務署が変わった場合は次のいずれかの手続が必要です。

- ① 異動前の所轄の税務署に異動後も継続して振替納税を行う旨を記載した「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」を提出
- ② 異動後の所轄の税務署に新たな「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書(振替依頼書)」を提出

利用方法

「振替依頼書」をオンライン(e-Tax)により提出してください。

書面の場合は、所轄の税務署又は「振替依頼書」に記載した金融機関に提出してください。

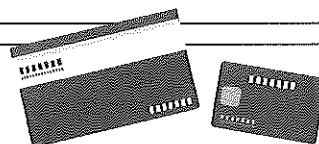
(※1) オンライン提出ができる金融機関と預金口座の種類等については、国税庁ホームページにある「オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)」をご確認ください。

(※2) 「振替依頼書」は、所轄の税務署又は国税庁ホームページにある「申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人事業者)の振替納税手続による納付」からダウンロードすることができます。なお、書面による提出の場合には、振替依頼書に金融機関の届出印の押印が必要です。



提出期限

振替納税を利用する申告所得税及び復興特別所得税、
消費税及び地方消費税の納期限まで



令和3年分確定申告
から利用する場合

申告所得税及び復興特別所得税 >
消費税及び地方消費税(個人事業者) >

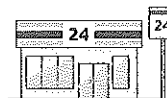
申告書の提出日まで

QRコードを利用したコンビニ納付のご案内

[詳しくはこちら↓](#)

ご自宅などで、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーやコンビニ納付用QRコード作成専用画面から納付に必要な情報を『QRコード』として作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付することができます(納付できる金額は30万円以下となります。)

納付ができるコンビニエンスストアなど、詳しくは、国税庁ホームページにある「コンビニ納付(QRコード)」をご覧ください。



キャッシュレス納付のご案内

[詳しくはこちら↓](#)

国税の納付は、金融機関や税務署の窓口に行く必要がない、自宅や事務所などから非対面で利用できる「キャッシュレス納付」を、振替納税以外にも、次のとおりご用意しております。①ダイレクト納付、②クレジットカード納付、③インターネットバンキング等による納付。詳しくは、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。



国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>

国税庁

検索



リサイクル適性 A
この印刷物は、24時間以内に
リサイクルされます。

国税庁ホームページでは、確定申告についての情報を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

国外関連者に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・ ・
・ ・

法人名

()

別表十七(四) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

国 外 関 連 者 の 名 称 等	名 称					
	本 店 又 は 主 所	国 名 又 は 地 域 名				
		所 在 地				
	主 たる 事 業					
	従 業 員 の 数					
	資本金の額又は出資金の額					
	特 殊 の 関 係 の 区 分		第 該 当 第 該 当 第 該 当			
	株式等の保有割合	保 有		%	%	%
		被 保 有		%	%	%
		同一の者による 国外関連者の株 式 等 の 保 有		%	%	%
	直 近 事 業 年 度 の 営 業 収 益 等	事 業 年 度		・ ・	・ ・	・ ・
		営 業 収 益 又 は 売 上 高		(百 万 円)	(百 万 円)	(百 万 円)
		営 業 費 用	原 価	(百 万 円)	(百 万 円)	(百 万 円)
			販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	(百 万 円)	(百 万 円)	(百 万 円)
営 業 利 益		(百 万 円)	(百 万 円)	(百 万 円)		
税 引 前 当 期 利 益		(百 万 円)	(百 万 円)	(百 万 円)		
利 益 剰 余 金		(百 万 円)	(百 万 円)	(百 万 円)		
国 外 関 連 者 と の 取 引 状 況 等	棚 卸 資 産 の 対 価	受 取	百万円	百万円	百万円	
		支 払				
		算 定 方 法				
	役 務 提 供 の 対 価	受 取	百万円	百万円	百万円	
		支 払				
		算 定 方 法				
	有 形 固 定 資 産 の 使 用	受 取	百万円	百万円	百万円	
		支 払				
		算 定 方 法				
	無 形 資 産 の 対 価	受 取	百万円	百万円	百万円	
		支 払				
		算 定 方 法				
	無 形 資 産 の 使 用 料	受 取	百万円	百万円	百万円	
		支 払				
算 定 方 法						
貸 付 金 の 利 息 又 は 借 入 金 の 利 息	受 取	百万円	百万円	百万円		
	支 払					
	算 定 方 法					
	受 取	百万円	百万円	百万円		
	支 払					
	算 定 方 法					
事 前 確 認 の 有 無			有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

別表十七（四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人又は連結法人が国外関連者（措置法第66条の4第5項《国外関連者との取引に係る課税の特例》又は第68条の88第5項《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》の規定の適用がある場合におけるこれらの規定に規定する非関連者を含みます。以下同じです。）との間で取引を行った場合において、措置法第66条の4第25項の規定の適用を受けるとき又は連結法人が措置法第68条の88第25項若しくは第26項の規定の適用を受けるときに記載します。
 なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「特殊の関係の区分」には、法人と国外関連者との関係が措置法令第39条の12第1項各号《国外関連者との取引に係る課税の特例》又は第39条の112第1項各号《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》のいずれに該当するかを記載します。また、措置法第66条の4第5項又は第68条の88第5項の規定の適用がある場合には、これらの規定を記載します。
- 3 「株式等の保有割合」の「保有」には、法人が直接又は間接に保有する国外関連者の株式等の保有割合（措置法令第39条の12第2項又は第39条の112第2項に規定する合計した割合をいいます。以下同じです。）を記載し、「被保有」には、国外関連者により直接若しくは間接に保有されている株式等の保有割合又は同一の者（その法人及び国外関連者が同一の者によってそれぞれ発行済株式等を直接若しくは間接に保有されている場合におけるその同一の者をいいます。以下同じ。）により直接若しくは間接に保有されているその法人の株式等の保有割合を記載し、「同一の者による国外関連者の株式等の保有」には、同一の者により直接若しくは間接に保有されているその国外関連者の株式等の保有割合を記載します。
- 4 「直近事業年度の営業収益等」の各欄には、当期の終了の日以前の同日に最も近い日に終了する国外関連者の事業年度の営業収益又は売上高、営業費用、営業利益、税引前当期利益及び利益剰余金の額をそれぞれ記載します。
- 5 「国外関連者との取引状況等」の各欄は、取引の種類を記載するものとし、その取引の種類別の各欄の記載に当たっては次によります。
 (1) 「受取」又は「支払」の各欄には、当期において、その法人が国外関連者から支払を受ける対価の額の取引の種類別の総額又は国外関連者に支払う対価の額の取引の種類別の総額をそれぞれ記載します。この場合において、記載すべき金額の単位は百万円とし、百万円未満の端数は四捨五入します。
 (2) 「算定方法」の各欄には、措置法第66条の4第2項又は第68条の88第2項に規定する算定の方法のうち、法人が国外関連者から支払を受ける対価の額又はその法人が国外関連者へ支払う対価の額に係る措置法第66条の4第1項又は第68条の88第1項に規定する独立企業間価格につきその法人が選定した算定の方法（一の取引の種類につきその選定した算定の方法が二以上ある場合には、そのうち主たる算定の方法）をそれぞれ記載します。この場合において、その独立企業間価格の算定に関し参考となるべき事項を別紙に記載して添付します。
- 6 「事前確認の有無」には、「国外関連者との取引状況等」に記載した取引に係る独立企業間価格の算定の方法についての法人の納税地を所轄する国税局長若しくは税務署長又は我が国以外の国若しくは地域の権限ある当局若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第2条第3号《定義》に規定する外国の租税に関する権限のある機関による確認の有無を記載します。

○国外関連者とは

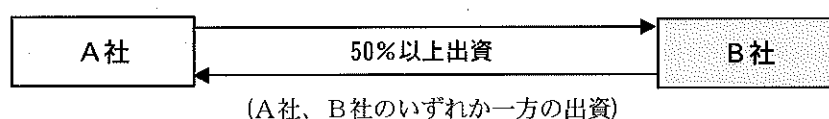
国外関連者とは、その法人との間に、次に掲げるいずれかの関係（特殊の関係）がある※外国法人をいい、特殊の関係が存在するか否かは、両当事者間で取引が行われた時の現況により判定することとされています（措法66の4①、措法68の88⑤、措令39の12①⑬、措令39の112①）。

※外国法人：内国法人以外の法人（内国法人とは国内に本店又は主たる事務所を有する法人）

(1) 形式保有関係

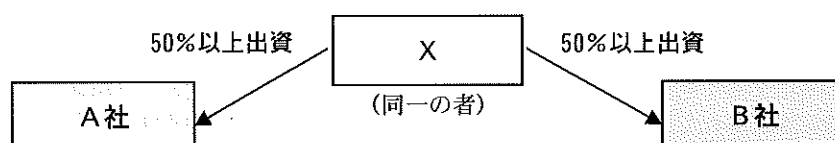
イ 親子関係（措令39の12①一、措令39の112①一）

二つの法人のいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資の総数又は総額（発行人が有する自己の株式又は出資を除く。以下「発行済株式等」という。）の50%以上を直接又は間接に保有する関係



ロ 兄弟（姉妹）関係（措令39の12①二、措令39の112①二）

二つの法人が同一の者によってそれぞれの発行済株式等の50%以上を直接又は間接に保有される関係



(注) 「同一の者」が個人である場合には、法人税法施行令第4条に定める特殊の関係のある個人をいいます。

(2) 実質支配関係（措令39の12①三、措令39の112①三）

次の事実その他これに類する事実が存在することにより、二つの法人のいずれか一方の法人が他方の法人の事業の方針の全部又は一部について実質的に決定できる関係

イ 役員関係

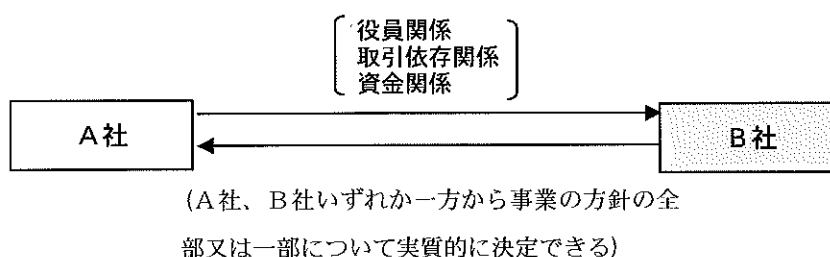
他方の法人の役員の2分の1以上又は代表権を有する役員が、一方の法人の役員若しくは使用人を兼務しているか、又はかつて一方の法人の役員若しくは使用人であったこと

ロ 取引依存関係

他方の法人がその事業活動の相当部分を一方の法人との取引に依存して行っていること

ハ 資金関係

他方の法人がその事業活動に必要とされる資金の相当部分を一方の法人からの借入れにより、又は一方の法人の保証を受けて調達していること



(3) 形式保有関係と実質支配関係が連鎖している関係（措令39の12①四、措令39の112①四）

一の法人と次のいずれかの法人との関係

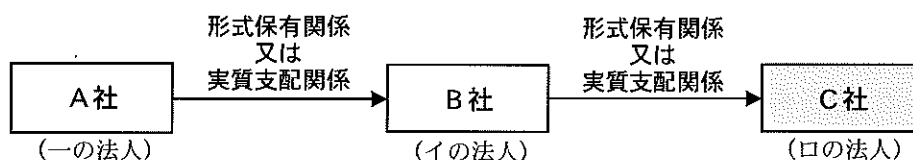
イ 一の法人が形式保有関係又は実質支配関係にある法人

ロ イ又はハの法人が形式保有関係又は実質支配関係にある法人

ハ ロの法人が形式保有関係又は実質支配関係にある法人

（注）上記(1)及び(2)に該当するものを除く。

【例】 C社はA社の国外関連者に該当する。



(4) 同一の者との間で、二の法人が形式保有関係、実質支配関係、形式保有関係と実質支配関係とが連鎖している関係のいずれかにある関係（措令39の12①五、措令39の112五）

二の法人が、それぞれ次のいずれかの法人に該当する場合における、その二の法人の関係

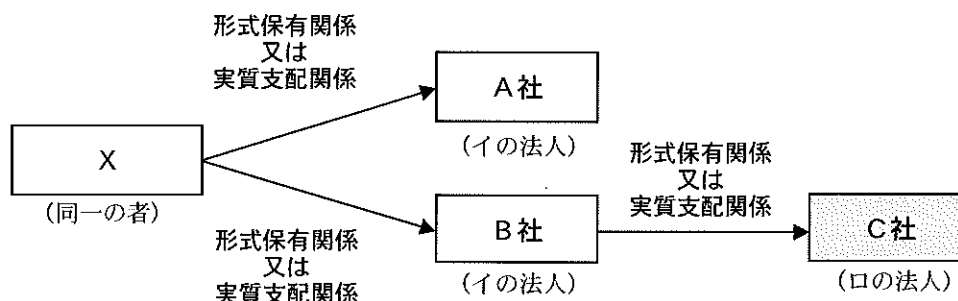
イ 一の者が、形式保有関係又は実質支配関係にある法人

ロ イ又はハに掲げる法人が、形式保有関係又は実質支配関係にある法人

ハ ロに掲げる法人が、形式保有関係又は実質支配関係にある法人

（注）イに規定する一の者が同一の者である場合に限るものとし、上記(1)～(3)の关系到該当するものを除きます。

【例】 C社はA社の国外関連者に該当する。



・ 法令の略語は、次によります。

措法 ＝ 租税特別措置法

措令 ＝ 租税特別措置法施行令

酒類の公正な取引のルールの見直しを進めています

～ 酒類業者のみなさまへ ～

令和4年3月

国 税 庁

国税庁では、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図ることを目的として、平成29年3月に「酒類の公正な取引に関する基準」（国税庁告示）（以下「取引基準」といいます。）を定め、酒類の公正な取引環境の整備を確保するため、酒類の取引状況等実態調査を実施し、ルールに則していない取引等が認められた場合には改善に向けた指導等を行うなど適切に対処しています。

当取引基準は、法律でおおむね5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを改正するものとされておりま。

取引基準施行後5年を迎える本年3月に向け、国税庁では、取引基準施行後4年間で実施した564件の調査（指示：26件、厳重指導：63件）で把握された主な問題点等を踏まえて、改正に向けた検討を進めておりま。

今般の見直しに係る情報（詳細等）は、国税庁ホームページに専用ページを設け、公表してまいりますので、必ずご確認ください。

国税庁ホームページ（専用ページ）

＜掲載予定情報＞

- ・ 国税審議会（酒類分科会）における審議状況
- ・ パブリックコメント関係資料
- ・ 改正の概要に係る資料（4月以降掲載予定）
- ・ Q&A（4月以降掲載予定）など

＜国税庁ホームページ掲載場所＞

ホーム＞税の情報・手続・用紙＞お酒に関する情報＞酒類の公正取引＞酒類の公正な取引に関するルールの改正について

URL：<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/koseitorihiki/mokuji.htm>

（右のQRコードからもアクセスできます。）⇒

（注）QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



＜公正な取引の基準＞

酒類業者は、次のいずれにも該当する行為を行ってはならないものとする。

- （1） 正当な理由なく、酒類を当該酒類に係る売上原価の額と販売費及び一般管理費の額との合計額を下回る価格で継続して販売すること
- （2） 自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をすること

上記（1）の価格要件、（2）の影響要件の双方の要件に該当する行為を行っている場合は、指示、公表、命令、罰則の対象となり、罰則を受けた場合、酒類に係る免許の取消要件に該当します。

今般の見直しでは、（1）の価格要件について裏面のとおり見直しを進めています。

見直しの方向性

1 4年間の調査で把握された問題点等

(1) リベート関係

仕入原価は、仕入価格から酒類の仕入れに係る値引きの額（以下「仕入値引」といいます。）を控除して算出しますが、仕入値引となるリベートは、現行の取引基準上、以下の3要件（④）を満たすものに限られています。

- リベートに関する基準が明確に定められていること
- 当該基準が取引の相手方に事前に示されていること
- 対象酒類の仕入れと密接に関連するリベートであること

④

調査では、この要件を満たしていないリベートを仕入値引として仕入原価の算定をしている事例がありました。

(2) 販売費及び一般販管費の配賦方法

酒類業者が酒類事業とそれ以外の事業を併せて行っている場合で、これらの事業に共通する費用がある場合は、各事業の売上高比、仕入高比、売場面積比、作業従事時間数比などの「酒類業者が選択した合理的な配賦方法」を用いて、当該費用を配賦するとされています。

調査では、経験則のみに基づいた安易で具体的根拠のない配賦をしている事例や事業の実態に即していない恣意的な配賦をしている事例が多くありました。

2 見直しの方向性

上記の調査で把握された問題点等を踏まえ、次の2点を見直す方向で検討を進めております。

(1) 仕入値引となるリベートの明確化

上記④の3要件に

- リベートの支払者において販売価格の算出上、控除した値引の額である旨が書面等により取引の相手方に伝達されていること を追加

(2) 酒類事業と他の事業を併せて行っている場合の共通費用の配賦方法の明確化

- ① 「酒類業者が選択した合理的な配賦方法」は、その算出根拠が明らかにされている場合に限ること
- ② 合理的な配賦方法と認められない場合は、売上高比により配賦すること を明示

《国税庁ホームページ掲載場所》

ホーム＞税の情報・手続・用紙＞お酒に関する情報＞酒類の公正取引＞酒類の公正な取引に関するルールの改正について

URL: <https://www.nta.go.jp/taxes/sake/koseitorihiki/mokuji.htm>



酒類の公正な取引に関する基準の改正内容説明会 開催日程一覧表

- 現在、開催が予定されている説明会は以下のとおりです（今後、随時更新することを予定していますので、適宜ご確認ください）。
- 「留意事項」欄に「要事前予約」と表示されている説明会につきましては、希望する説明会の「連絡先」まで事前予約をお願いします。
なお、申込状況等により、ご希望に添えない可能性がありますことをあらかじめご了承ください。
- 説明会につきましては、会場入口における手指消毒及び検温の実施、マスクの着用や会場内の換気、出席者の氏名等の確認など、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に配慮した開催としており、今後の感染状況等によっては、開催を中止とする場合がありますのであらかじめご了承ください。

	開催日時		開催場所				主催者	留意事項	連絡先	
	年月日	時間	都道府県	市区町村	会場名称	住所				定員
1	R4. 5. 30	10:00 ～ 11:00	埼玉県	熊谷市	熊谷税務署 別館2階会議室	仲町41番地	20名	熊谷署	【要事前予約】 5月25日（水）17時までにお電話で お申込み願います。 なお、駐車場が狭いため、ご来場に 当たっては公共交通機関をご利用く ださい。	熊谷税務署酒類指導官 048-521-5869（直通）
2	R4. 5. 30	13:30 ～ 14:30	埼玉県	熊谷市	熊谷税務署 別館2階会議室	仲町41番地	20名	熊谷署	【要事前予約】 5月25日（水）17時までにお電話で お申込み願います。 なお、駐車場が狭いため、ご来場に 当たっては公共交通機関をご利用く ださい。	熊谷税務署酒類指導官 048-521-5869（直通）
	R4. 5. 30	15:00 ～ 16:00	埼玉県	熊谷市	熊谷税務署 別館2階会議室	仲町41番地	20名	熊谷署	【要事前予約】 5月25日（水）17時までにお電話で お申込み願います。 なお、駐車場が狭いため、ご来場に 当たっては公共交通機関をご利用く ださい。	熊谷税務署酒類指導官 048-521-5869（直通）
3	R4. 5. 31	10:00 ～ 11:00	埼玉県	さいたま市 中央区	浦和税務署 会議室	新都心1番地1 さいたま新都心 合同庁舎1号館 1階	30名	熊谷署	【要事前予約】 5月26日（木）17時までにお電話で お申込み願います。 ご来場の際は、公共交通機関等をご 利用ください。	熊谷税務署酒類指導官 048-521-5869（直通）
4	R4. 5. 31	13:30 ～ 14:30	埼玉県	さいたま市 中央区	浦和税務署 会議室	新都心1番地1 さいたま新都心 合同庁舎1号館 1階	30名	熊谷署	【要事前予約】 5月26日（木）17時までにお電話で お申込み願います。 ご来場の際は、公共交通機関等をご 利用ください。	熊谷税務署酒類指導官 048-521-5869（直通）
	R4. 5. 31	15:00 ～ 16:00	埼玉県	さいたま市 中央区	浦和税務署 会議室	新都心1番地1 さいたま新都心 合同庁舎1号館 1階	30名	熊谷署	【要事前予約】 5月26日（木）17時までにお電話で お申込み願います。 ご来場の際は、公共交通機関等をご 利用ください。	熊谷税務署酒類指導官 048-521-5869（直通）
5	R4. 5. 31	15:00 ～ 16:00	埼玉県	さいたま市 中央区	浦和税務署 会議室	新都心1番地1 さいたま新都心 合同庁舎1号館 1階	30名	熊谷署	【要事前予約】 5月26日（木）17時までにお電話で お申込み願います。 ご来場の際は、公共交通機関等をご 利用ください。	熊谷税務署酒類指導官 048-521-5869（直通）
6	R4. 5. 31	15:00 ～ 16:00	埼玉県	さいたま市 中央区	浦和税務署 会議室	新都心1番地1 さいたま新都心 合同庁舎1号館 1階	30名	熊谷署	【要事前予約】 5月26日（木）17時までにお電話で お申込み願います。 ご来場の際は、公共交通機関等をご 利用ください。	熊谷税務署酒類指導官 048-521-5869（直通）

酒類の公正な取引に関する基準の改正内容説明会 開催日程一覧表

- 現在、開催が予定されている説明会は以下のとおりです（今後、随時更新することを予定していますので、適宜ご確認ください）。
- 「留意事項」欄に「要事前予約」と表示されている説明会につきましては、希望する説明会の「連絡先」まで事前予約をお願いします。
なお、申込状況等により、ご希望に添えない可能性がありますことをあらかじめご了承ください。
- 説明会につきましては、会場入口における手指消毒及び検温の実施、マスクの着用や会場内の換気、出席者の氏名等の確認など、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に配慮した開催としており、今後の感染状況等によっては、開催を中止とする場合がありますのであらかじめご了承ください。

	開催日時		開催場所				主催者	留意事項	連絡先	
	年月日	時間	都道府県	市区町村	会場名称	住所				定員
1	R4. 6. 1	10:00 ～ 11:00	埼玉県	さいたま市 中央区	浦和税務署 会議室	新都心1番地1 さいたま新都心 合同庁舎1号館 1階	30名	熊谷署	【要事前予約】 5月26日（木）17時までにお電話で お申込み願います。 ご来場の際は、公共交通機関等をご 利用ください。	熊谷税務署酒類指導官 048-521-5869（直通）
2	R4. 6. 1	13:30 ～ 14:30	埼玉県	さいたま市 中央区	浦和税務署 会議室	新都心1番地1 さいたま新都心 合同庁舎1号館 1階	30名	熊谷署	【要事前予約】 5月26日（木）17時までにお電話で お申込み願います。 ご来場の際は、公共交通機関等をご 利用ください。	熊谷税務署酒類指導官 048-521-5869（直通）
	R4. 6. 1	15:00 ～ 16:00	埼玉県	さいたま市 中央区	浦和税務署 会議室	新都心1番地1 さいたま新都心 合同庁舎1号館 1階	30名	熊谷署	【要事前予約】 5月26日（木）17時までにお電話で お申込み願います。 ご来場の際は、公共交通機関等をご 利用ください。	熊谷税務署酒類指導官 048-521-5869（直通）
3	R4. 6. 6	10:00 ～ 11:00	埼玉県	熊谷市	熊谷税務署 別館2階会議室	仲町41番地	20名	熊谷署	【要事前予約】 6月1日（水）17時までにお電話で お申込み願います。 なお、駐車場が狭いため、ご来場に 当たっては公共交通機関をご利用く ださい。	熊谷税務署酒類指導官 048-521-5869（直通）
4	R4. 6. 6	13:30 ～ 14:30	埼玉県	熊谷市	熊谷税務署 別館2階会議室	仲町41番地	20名	熊谷署	【要事前予約】 6月1日（水）17時までにお電話で お申込み願います。 なお、駐車場が狭いため、ご来場に 当たっては公共交通機関をご利用く ださい。	熊谷税務署酒類指導官 048-521-5869（直通）
	R4. 6. 6	15:00 ～ 16:00	埼玉県	熊谷市	熊谷税務署 別館2階会議室	仲町41番地	20名	熊谷署	【要事前予約】 6月1日（水）17時までにお電話で お申込み願います。 なお、駐車場が狭いため、ご来場に 当たっては公共交通機関をご利用く ださい。	熊谷税務署酒類指導官 048-521-5869（直通）

令和4年4月6日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 中 野 敦 夫
副支部長 中 村 武 司
地域長 福 島 泰 彦
研修部長 森 戸 裕

税理士会36時間規定研修 令和4年度例会時支部研修会のご案内

拝啓 春まさにたけなわな今日このごろですが、会員の先生方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 令和4年5月11日（水）午前10時45分～12時15分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「中小企業の事業承継」（仮）
講師 東京中小企業投資育成株式会社
公認会計士・税理士 中野威人先生
単位 1. 5単位

バス 午前9時10分 熊谷駅南口

* 4月28日（木）までに支部事務局宛にお申し込み下さい。

* 研修資料は後日ホームページに掲載しますので、各自ダウンロードをしてお持ち下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

令和4年5月11日の支部研修会に出席します。

会員名 _____

会員名 _____

会員名 _____

会員名 _____

関東信越税理士会熊谷支部役員名簿

令和4年4月1日 現在

役職名	氏名	分掌	住所	TEL
支部長	中野敦夫	登録調査委員	366-0824 深谷市西島町 2-13-11	5 7 1 - 2 3 3 2
副支部長	三澤欣一	制度・調研・公益・租推・北部	360-0802 熊谷市下奈良 545-13	5 2 4 - 3 6 1 1
	川田 茂	綱紀・広報・情報・電子・南部・西部	360-0823 熊谷市榎町 259	5 0 7 - 3 1 8 6
	吉田福一	税対・福祉共済・東部	360-0161 熊谷市万吉 1271	5 3 6 - 1 1 3 6
	中村文男	総務・経理・政治連盟・深谷	366-0801 深谷市上野台 205	5 7 1 - 2 5 4 0
	中村武司	研修・会報・大里	360-0001 熊谷市上中条 1007-3	5 9 4 - 6 8 5 8
	森田正男	県連理事・登録調査委員 業務・青年・女性・中央	360-0018 熊谷市中央 1-77	5 2 1 - 0 4 3 7
理事	寺山智久	本会理事・県連専務理事	366-0042 深谷市東方町 2-25-7	5 7 1 - 2 8 2 1
	長谷部好一	総務部長	360-0816 熊谷市石原 1262-6	5 2 5 - 3 8 4 3
	水野敦史	経理部長・県連理事	360-0111 熊谷市押切 2562-3	5 3 6 - 5 6 5 8
	富井晴夫	綱紀監察部長	360-0024 熊谷市間屋町 2-4-18	5 2 8 - 2 1 9 0
	蛭川高鋭	業務対策部長	360-0033 熊谷市曙町 3-62-1	5 2 5 - 0 6 8 5
	前島義徳	会報部長	360-0001 熊谷市上中条 1017	5 2 3 - 6 4 3 6
	吉田貴之	広報部長	360-0014 熊谷市箱田 2-2-8	5 2 1 - 0 3 3 4
	原 靖	制度部長	360-0035 熊谷市河原町 2-212	5 2 7 - 3 2 7 6
	林 正浩	税務支援対策部長	360-0122 熊谷市小泉 863-2	5 3 6 - 4 9 8 2
	福島繁夫	調査研究部長	366-0802 深谷市桜ヶ丘 220	5 7 1 - 8 2 4 2
	森戸 裕	研修部長	360-0033 熊谷市曙町 5-25	5 2 9 - 7 6 1 8
	小林賢一郎	情報システム部長	369-0201 深谷市岡 2596	5 8 5 - 2 5 2 7
	小林拓人	公益活動対策部長	360-0018 熊谷市中央 1-77	5 2 1 - 0 4 3 7
	村田克也	租税教育推進部長	360-0012 熊谷市上之 3023-3	5 0 1 - 5 0 0 1
	栗林昭人	電子申告推進特別委員長	360-0034 熊谷市万平町 2-1	5 7 7 - 5 5 2 5
	山本文子	福祉共済部長	369-1211 寄居町赤浜 773-1	5 8 2 - 3 1 1 5
	大久保秀彦	青年部長	369-0101 熊谷市津田 1188	0493-39-0555
	柿沼和歌枝	女性部長	360-0203 熊谷市弥藤吾 1483-1	5 8 8 - 0 5 7 2
	木島重雄	中央地区委員長	360-0042 熊谷市本町 1-62	5 7 8 - 8 5 3 1
	櫻澤 敦	東部地区委員長	360-0012 熊谷市上之 2068	5 2 5 - 3 5 0 0
	大谷宏一	西部地区委員長	360-0833 熊谷市広瀬 264-1	5 2 2 - 2 0 4 0
	安原宣彦	南部地区委員長	360-0823 熊谷市榎町 125	5 2 2 - 0 4 4 3
	森嶋秀人	北部地区委員長	360-0237 熊谷市永井太田 16-11	5 8 9 - 0 2 6 1
	富岡宏之	深谷地区委員長	366-0033 深谷市国済寺 620-3	5 7 2 - 1 3 7 0
	吉橋理沙	大里地区委員長	369-1203 寄居町寄居 1456-12	5 9 4 - 7 1 0 9
	相馬広明	支部国保長	369-1108 深谷市田中 753-8	5 9 4 - 8 4 3 7
	土屋政信	政治連盟支局長	366-0823 深谷市本住町 10-6	5 7 1 - 1 1 7 3
	福島泰彦	地域長	360-0847 熊谷市籠原南 1-113-3	5 8 0 - 6 4 7 1
	森 いづみ		360-0822 熊谷市宮本町 157	5 2 5 - 9 9 2 0
	増田亮吉		360-0037 熊谷市筑波 1-195	5 2 4 - 7 2 7 2
監事	石澤利一		360-0853 熊谷市玉井 1-36	5 3 3 - 7 7 5 0
	油井豊仁		360-0015 熊谷市肥塚 477-4	5 2 5 - 3 8 7 3

中村敏行 県連会員相談室運営委員
清水茂昭 埼税協常務理事

366-0822 深谷市仲町 7-21 5 7 2 - 4 5 6 4
360-0012 熊谷市上之 3108-5 5 2 3 - 3 3 0 0

税理士会熊谷支部分掌機関所屬及び派遣税理士名簿

令和4年4月1日

(敬称略五十音順)

機関	総務部	経理部	業務対策部	綱紀監察部	会報部	税務支援対策部	調査研究部	制度部
部長	長谷部好一	水野敦史	蛭川高鋭	富井晴夫	前島義徳	林 正浩	福島繁夫	原 靖
副部長	前島義徳 森嶋秀人	清水茂昭	中澤仁之	前山信一	増田亮吉	栗林昭人	原 靖	福島繁夫
部	井田幸子 伊藤寿子 荻野晴美 熊崎美杉 嶋田洋一 柴崎 健 富田秀昭 灰野耕二 堀野富士夫 水野敦史 南 絹代 森いづみ 渡辺 保		相原信夫 石坂哲也 岡本祐一 木島重雄 黒須克仁 小島周二 鈴木 昇 萩原直幸 福島泰彦 増田俊樹	木本英男 寺山智久 中村敏行 福島 昭 本塚雄一郎 吉田嘉高 渡辺 実	市原忠男 大島孝夫 大山 進 大山 亨 小野澤克則 高橋勤二 武田匡哉 武藤伸悟 吉田 貴之	新井 進 新井弘貴 井口大輔 荻原利彦 岡田 正 兼子重雄 熊崎美杉 小島 広 小林幹夫 塩田哲也 鈴木雄一 相馬広明 戸井田利夫 富岡宏之 根岸文男 根岸太郎 納見 宏 萩原美明 橋本 博 長谷部好一 峯岸克俊 本田 章	松本一良 森川裕介 安原宣彦 横村啓訓 吉澤春男 吉田 厚	秋池正江 石井喜浩 小野博行 笠原行男 木村和吉 小島久幸 高岡 洋 武田 司 橋本直樹 橋本則彦 林 正浩 蛭川俊也 堀越雄司 前山信一 山川宏之 油井豊仁 渡邊慶二 渡辺雅江
部員数	15	2	12	9	11	30	20	
担当副支部長	中村文男	中村文男	森田正男	川田 茂	中村武司	吉田福一	三澤欣一	

機関	青年部	女性部	研修部	広報部	情報システム部	電子申告推進特別委員会	公益活動対策部	租税教育推進部	福祉共済部
部長	大久保秀彦	柿沼和歌枝	森戸 裕	吉田貴之	小林賢一郎	栗林昭人	小林拓人	村田克也	山本文子
副部長	吉留良平	井田幸子	福島繁夫	小林賢一郎	小林喜一郎		増田俊樹	中澤仁之	森 いづみ
部 ・ 委 員 名	新井弘貴 井口大輔 塩田哲也 清水一宏 武田匡哉 西尾裕之 根岸太郎 林 正浩 増田亮吉 森嶋秀人 森川裕介 横村啓訓	秋池正江 荒井揚子 伊藤寿子 荻野晴美 金井千尋 木藤久丹江 久米真理子 熊崎美杉 櫻井富美子 須永栄子 染谷英美子 藤野佳子 南 絹代 森 いづみ 山本文子 吉橋理沙 渡辺雅江	金井千尋 大久保秀彦 荻野正博 桃沢邦夫 曾根和也 染谷英美子 高橋幸一 戸井田浩 長谷部信行 前島義徳	足立憲夫 姉崎正一 伊東修二 大谷廣安 金子良光 神山隆夫 小暮隆史 小林拓人 桜澤 敦 清水一宏 清水 武 須永栄子 瀧山英太 土屋政信 西尾裕之 西田政隆 能見孟俊 森川裕介 山崎浩成 龍前篤司 吉橋 徹	横村义彦		飯島賢二 石澤利一 磯部庄三 大久保匡志 角田房司 曾根邦夫 高橋泰三 武田 哲 中澤一雄 橋本泰久 林 法政 蛭川高鋭 陸名久好 前嶋修身 前島義邦	荒井揚子 内田拓志 大谷宏一 加藤一郎 金谷初雄 神田福男 木藤久丹江 久米真理子 武田匡哉 濱野高志 森戸 裕	天笠裕司 新井政雄 栗林昭人 櫻井富美子 清水茂昭 竹村宗一 藤野佳子 吉留良平 吉橋理沙
部員数	14	19	12	26			17	11	11
担当副支部長	森田正男	森田正男	中村武司	川田 茂			三澤欣一	三澤欣一	吉田福一

顧問
吉田嘉高 樫島 昭 本塚雄一郎
相談役
木本英男 渡辺 実 中村敏行 寺山智久
監事
石澤利一 油井豊仁

商工会議所 商工会	
熊谷 深谷 妻沼 寄居 岡部 川本 大里 江南 豊里 花園	安原宣彦 新井進 戸井田浩 橋本則彦 小林賢一郎 堀野富士夫 林法政 水野敦史 小暮隆史 新井政雄
市民相談室	
熊谷	戸井田利夫 小島広

関東信越税理士会熊谷支部会員名簿

(令和4年4月1日現在)

中央地区 12名

地区委員長

木島重雄

[illegible]

東部地区 26名

地区委員長 櫻澤 敦

氏名	住所	電話番号	FAX番号
天笠裕司	熊谷市筑波3-67	524-0296	524-0323
飯島賢二	〃 問屋町2-4-18 情報センタービル2F	528-2190	528-2193
石井喜浩	〃 太井2072	522-0988	522-8126
伊藤寿子	〃 筑波1-195	524-7272	524-7273
市原忠男	〃 上之3187-9	521-4060	524-1094
小野博行	〃 久下4-58	525-9755	525-9755
加藤一郎	〃 筑波1-195	524-7272	524-7273
桃沢邦夫	〃 久下3-198	080-1042-9208	528-0136
久米真理子	〃 上之3023-3	501-5001	501-7080
櫻澤 敦	〃 上之2068	525-3500	525-3501
嶋田洋一	〃 中西2-6-14	522-1903	522-1901
清水 武	〃 上之3108-5	523-3300	523-3391
清水茂昭	〃 上之3108-5	523-3300	523-3391
鈴木 昇	〃 筑波1-55	527-7020	527-7021
高橋泰三	〃 上之2068	525-3500	525-3501
高橋勤二	〃 上之2068	525-3500	525-3501
武田 司	〃 筑波3-4 熊谷朝日八十二ビル7階	599-3071	599-3072
富井晴夫	〃 問屋町2-4-18 情報センタービル2F	528-2190	528-2193
根岸太郎	〃 久下3-68-1	580-7997	580-7998
能見孟俊	〃 筑波1-195	524-7272	524-7273
増田亮吉	〃 筑波1-195	524-7272	524-7273
松本一良	〃 上之11-7	522-5557	522-5557
村田克也	〃 上之3023-3	501-5001	501-7080
山崎浩成	〃 上之2127-3	529-7220	529-7221
陸名久好	〃 銀座6-1-34-1	580-7601	580-7602
渡邊慶二	〃 上之498-3	524-3328	524-3625

大谷宏一

[illegible]

南部地区 25名

地区委員長

安原宣彦

氏名	住所	電話番号	FAX番号
伊東修二	熊谷市榎町11 IASビル	525-8118	525-6116
内田拓志	〃 久下2-56-3	577-5857	577-5857
大山 進	〃 見晴町241	525-3571	525-3572
大山 亨	〃 見晴町241	525-3571	525-3572
大久保秀彦	〃 津田1188	0493-39-0555	0493-39-0555
岡田 正	〃 宮前町1-147 島野ビル2F	520-2780	520-2781
金井千尋	〃 村岡399-5 ダイアパレスリパーク 405	539-0556	539-0558
川田 茂	〃 榎町259	507-3186	507-3186
木村和吉	〃 榎町163-1 レーベンハイム 熊谷エアリーフォート1001	527-0714	577-6606
栗林昭人	〃 万平町2-1 サンハイツ大和第5 2階2201	577-5525	577-8288
小島 広	〃 樋春975-3	536-3422	536-3422
林 法政	〃 小泉863-2	536-4982	536-6220
林 正浩	〃 小泉863-2	536-4982	536-6220
原 靖	〃 河原町2-212	527-3276	527-3168
蛭川俊也	〃 曙町3-62-1	507-1264	522-5941
蛭川高鋭	〃 曙町3-62-1	525-0685	522-5941
藤野佳子	〃 桜木町2-35	522-1831	523-9172
水野敦史	〃 押切2562-3	536-5658	536-5901
森 いづみ	〃 宮本町157 富田第二ビル7階	525-9920	526-3387
森川裕介	〃 桜木町2-35	522-1831	523-9172
森戸 裕	〃 曙町5-25 熊谷社会文化会館4階	529-7618	501-1812
安原宣彦	〃 榎町125	522-0443	577-3373
吉澤春男	〃 村岡203-1	536-4147	577-4112
吉田福一	〃 万吉1271	536-1136	539-4265
龍前篤司	〃 桜木町1-18 橋本第一ビル5F	579-5143	579-5144

北部地区 30名

地区委員長

森嶋秀人

氏名	住所	電話番号	FAX番号
秋池正江	熊谷市肥塚887-6	526-5874	523-7525
姉崎正一	〃 上川上577-1	529-7480	529-7481
井田幸子	〃 弥藤吾1483-1	588-0572	501-5724
大島孝夫	〃 箱田7-5-13	521-6041	521-6816
金谷初雄	〃 永井太田1271	588-2087	588-2087
神田福男	〃 飯塚1582	577-8218	588-2545
木本英男	〃 中央3-108	525-7188	525-5190
小島久幸	〃 中央5-6-57	526-4133	526-4133
小林拓人	〃 中央1-77	521-0437	522-1191
櫻井富美子	〃 箱田2-2-8	521-0334	521-4506
鈴木雄一	〃 柿沼847-22	525-3738	507-9445
須永栄子	〃 肥塚887-6	526-5874	523-7525
戸井田浩	〃 西野534-4	588-2751	588-7160
戸井田利夫	〃 上根613	567-3210	567-3210
中村武司	〃 上中条1007-3	594-6858	594-6857
萩原直幸	〃 中央1-77	521-0437	522-1191
橋本泰久	〃 中央1-206	580-3840	580-3841
堀越雄司	〃 弥藤吾48 昭和ビル3F	588-1229	588-6158
前嶋修身	〃 中央1-218	526-0811	524-8522
前島義邦	〃 上中条1017	523-6436	523-6830
前島義徳	〃 上中条1017	523-6436	523-6830
増田俊樹	〃 中央1-77	521-0437	522-1191
三澤欣一	〃 下奈良545-13	524-3611	524-3611
峯岸克俊	〃 永井太田1066	588-1729	588-1729
森嶋秀人	〃 西野543-2 西野貸事務所2階	501-7224	501-7709
森田正男	〃 中央1-77	521-0437	522-1191
山川宏之	〃 肥塚887-6	526-5874	523-7525
油井豊仁	〃 肥塚477-4	525-3873	525-3873
吉田嘉高	〃 箱田2-2-8	521-0334	521-4506
吉田貴之	〃 箱田2-2-8	521-0334	521-4506

深谷地区 38名

地区委員長

富岡宏之

氏名	住所	電話番号	FAX番号
相原信夫	深谷市天神町2-50	572-3489	573-1345
新井 進	〃 上野台275-3	572-6395	572-6395
荒井揚子	〃 瀬山414	580-7843	580-7873
石坂哲也	〃 上柴町西5-12-6	572-0883	573-0705
大久保匡志	〃 稲荷町2-14-5	598-3522	598-3523
荻野正博	〃 上野台203	571-5541	573-3870
荻野晴美	〃 上野台203	571-5541	573-3870
荻原利彦	〃 蓮沼854-13	571-6568	571-6568
笠原行男	〃 栄町14-22	594-7791	594-7784
金子良光	〃 中瀬825-2	587-2971	587-2971
神山隆夫	〃 東方3390-3	532-8555	050-3730-4438
木藤久丹江	〃 西島町5-13-5	573-5045	551-5556
熊崎美杉	〃 東方3257-6	532-4695	532-4695
黒須克仁	〃 上柴町東5-15-20 関口ビル2F	575-5755	575-5733
小暮隆史	〃 中瀬112	587-2416	587-2254
小林幹夫	〃 西島町3-4-9	578-8640	578-8641
高岡 洋	〃 上野台3380-5	571-8981	571-9360
武田 哲	〃 稲荷町1-9-46	572-5110	573-7328
武田匡哉	〃 稲荷町1-9-46	572-5110	573-7328
土屋政信	〃 本住町10-6	571-1173	574-1479
角田房司	〃 稲荷町1-2-4	571-3434	571-3434
寺山智久	〃 東方町2-25-7	571-2821	572-4554
富岡宏之	〃 国済寺620-3	572-1370	572-1370
中澤仁之	〃 稲荷町2-4-38	580-4114	580-4115
中野敦夫	〃 西島町2-13-11	571-2332	571-0867
中村文男	〃 上野台205	571-2540	571-2541
中村敏行	〃 仲町7-21	572-4564	573-5710
西尾裕之	〃 上野台189-3 三宅アパート3号棟	594-9793	594-9794
根岸文男	〃 原郷2102	572-5901	572-5901
灰野耕二	〃 上柴町西5-12-6	572-0883	573-0705
萩原美明	〃 東方1929-4	594-9576	594-9576
瀧野高志	〃 東方町2-25-7	571-2821	572-4554
福島 昭	〃 桜ヶ丘220	571-8242	571-8994

福島繁夫	〃 桜ヶ丘 2 2 0	5 7 1－8 2 4 2	5 7 1－8 9 9 4
本田 章	〃 東方 3 7 6 8－2	5 0 7－6 4 6 3	5 0 7－6 4 6 3
前山信一	〃 上柴町東 3－4－1 9	5 0 1－2 0 6 1	5 0 1－2 0 6 1
横村又彦	〃 榎合 3 7 1	5 7 1－2 0 3 5	5 7 1－3 1 4 9
横村啓訓	〃 榎合 3 7 1	5 7 1－2 0 3 5	5 7 1－3 1 4 9

大里地区 1 4 名

地区委員長

吉橋理沙

氏名	住所	電話番号	FAX番号
新井政雄	深谷市武蔵野 2 2 7 7－1	5 8 4－6 4 8 8	5 8 4－6 5 0 1
新井弘貴	〃 武蔵野 2 2 7 7－1	5 8 4－6 4 8 8	5 8 4－6 5 0 1
磯部庄三	〃 岡 2 6 3 4－8	5 8 5－1 3 9 6	
兼子重雄	寄居町寄居 1 4 9－1 0	5 0 7－1 4 4 2	5 0 7－1 4 4 2
相馬広明	深谷市田中 7 5 3－8	5 9 4－8 4 3 7	5 9 4－8 4 3 8
中澤一雄	寄居町用土 5 4 4 1－1 2	5 9 4－8 0 5 0	5 9 4－8 0 2 6
橋本則彦	〃 寄居 1 2 3 8－4	5 8 6－1 5 5 6	5 8 6－1 5 6 1
小林喜一郎	深谷市岡 2 5 9 6	5 8 5－2 5 2 7	5 8 5－1 1 2 5
小林賢一郎	〃 岡 2 5 9 6	5 8 5－2 5 2 7	5 8 5－1 1 2 5
南 絹代	〃 岡 1 8 9 5－1	5 8 5－0 1 5 5	5 8 5－0 1 5 5
山本文子	寄居町赤浜 7 7 3－1	5 8 2－3 1 1 5	5 8 2－3 3 1 4
吉橋 徹	〃 寄居 1 4 5 6－1 2	5 9 4－7 1 0 9	5 9 4－7 1 1 9
吉橋理沙	〃 寄居 1 4 5 6－1 2	5 9 4－7 1 0 9	5 9 4－7 1 1 9
吉田 厚	〃 寄居 1 4 5 6－1 2	5 9 4－7 1 0 9	5 9 4－7 1 1 9

準会員 3 名

氏名	住所	電話番号	FAX番号
飯島寛祐	東京都立川市柴崎町 3－1 0－1 0	042－525－4584	042－525－7850
大久保毅	行田市長野 2－2 9－3 3	048－556－6195	048－553－0171
松島宏明	群馬県桐生市相生町 2－5 2 5－2 3	0277－55－0207	0277－55－0209

税理士法人

税理士法人名	税理士	電話番号	FAX番号
税理士法人第一経営熊谷事務所	柿沼和歌枝 瀧山英太	5 3 3－8 3 3 5	5 3 3－8 3 3 6

税理士法人けやきパートナーズ熊谷支社	岡田 正	520-2780	520-2781
MMG税理士法人	本塚雄一郎	522-1857	521-7007
税理士法人武田事務所	武田 哲 武田匡哉	572-5110	573-7328
税理士法人せいえん事務所	笠原行男	594-7791	594-7784
税理士法人東京さくら会計事務所熊谷事務所	橋本直樹 井口大輔	528-6630	528-6604
税理士法人西田経理事務所	西田政隆 吉留良平	522-1402	525-8035
税理士法人T&S灰野税理士事務所	灰野耕二 石坂哲也	572-0883	573-0705
PDC税理士法人	萩原直幸 小林拓人 増田俊樹 森田正男	521-0437	522-1191
吉田・櫻井税理士法人	吉田嘉高 吉田貴之 櫻井富美子	521-0334	521-4506
税理士法人曾根会計事務所	曾根和也	523-9814	522-7953
税理士法人大久保会計熊谷事務所	大久保秀彦	0493-39-0555	0493-39-0555
エヌケイ税理士法人	能見孟俊 加藤一郎 伊藤寿子 増田亮吉	524-7272	524-7273
辻・本郷税理士法人 熊谷事務所	武田 司	599-3071	599-3072
税理士法人前嶋事務所	前嶋修身	526-0811	524-8522
税理士法人IKG	飯島賢二 富井晴夫	528-2190	528-2193
税理士法人吉橋経理	吉橋 徹 吉橋理沙 吉田 厚	594-7109	594-7119
税理士法人 yours	村田克也 久米真理子	501-5001	501-7080

支部会員 167名 準会員 3名 税理士法人 18(35名)
熊谷支部事務局〒360-0041熊谷市宮町2-144 コーポビアネーズ203
TEL521-3312 FAX521-9612

埼税協熊谷地域 4 月例会

令和 4 年 4 月 6 日（水）

<会務報告>

<会務予定>

令和 4 年 4 月 6 日（水） あんしん財団推進に関する協議会
15:30～ 清水園

令和 4 年 4 月 14 日（木） 日本生命 VIP 代理店推進協議会
15:00～ 清水園

令和 4 年 4 月 26 日（火） 第 1 回常務理事会地域長会
12:30～ ロイヤルパインズホテル浦和

令和 4 年 4 月 26 日（火） 大同生命「総合事業保障プラン」推進について
14:30～ ロイヤルパインズホテル浦和

<提携企業インフォメーション>